

平成20年生駒市議会（第4回）定例会議案

（追加提案分）

平成20年9月24日

生 駒 市

平成 20 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

〔 追 加 提 案 分 〕

議案番号	議案名	頁
報告第 5 号	平成 19 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1
報告第 6 号	平成 19 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4
議案第 84 号	平成 20 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）	7
議案第 85 号	平成 19 年度生駒市一般会計決算の認定について	11
議案第 86 号	平成 19 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	12
議案第 87 号	平成 19 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	13
議案第 88 号	平成 19 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	14
議案第 89 号	平成 19 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	15
議案第 90 号	平成 19 年度生駒市老人保健特別会計決算の認定について	16
議案第 91 号	平成 19 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	17
議案第 92 号	平成 19 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	18
議案第 93 号	平成 19 年度生駒市水道事業会計決算の認定について	19

平成19年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.39)	— (17.39)	5.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

生 監 委 第 1 2 2 号
平 成 2 0 年 9 月 4 日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

平成 1 9 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 1 9 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成19年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施しました。

第2 審査の期間

平成20年7月31日から平成20年8月29日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について、照合・確認した結果、いずれも計数は正確であり、適正に作成されているものと認めます。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成19年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.39
連結実質赤字比率	—	17.39
実質公債費比率	5.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載しています。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載しています。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はありません。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はありません。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はありません。

平成19年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

生 監 委 第 1 2 3 号
平 成 2 0 年 9 月 4 日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

平成19年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による平成19年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成19年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施しました。

第2 審査の期間

平成20年8月5日から平成20年8月29日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について、照合・確認した結果、いずれも計数は正確であり、適正に作成されているものと認めます。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成19年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載しています。

2 個別意見

水道事業会計及び下水道事業特別会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はありません。

平成 20 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 20 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,448,036 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,339,580	30,000	2,369,580
	2 国庫補助金	489,863	30,000	519,863
18 繰入金		4,648,220	6,700	4,654,920
	1 基金繰入金	4,648,220	6,700	4,654,920
歳 入 合 計		35,411,336	36,700	35,448,036

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,497,954	30,000	8,527,954
	1 社会福祉費	3,775,632	30,000	3,805,632
6 土木費		5,242,985	6,700	5,249,685
	3 都市計画費	2,739,990	6,700	2,746,690
歳 出 合 計		35,411,336	36,700	35,448,036

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫補助金	99,788	30,000	129,788	1 社会福祉費補助金	30,000	福祉空間整備事業費補助金
計	489,863	30,000	519,863			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 北部地域整備促進基金繰入金	0	6,700	6,700	1 北部地域整備促進基金繰入金	6,700	
計	4,648,220	6,700	4,654,920			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
9 社会福祉施設 整備事業費	45,000	30,000	75,000	30,000 (国補)				19 負担金補助及 び交付金	30,000	福祉空間整備事業費補助金
計	3,775,632	30,000	3,805,632	30,000						

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 北部地域整備 促進事業費	6,669	6,700	13,369			6,700 (繰入)		19 負担金補助及 び交付金	6,700	高山第2工区検討調査奈良県負担金
計	2,739,990	6,700	2,746,690			6,700				

議案第 85 号

平成19年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

議案第 86 号

平成 19 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 19 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 87 号

平成19年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成
19年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

議案第 88 号

平成 19 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 19 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 89 号

平成 19 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 19 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 90 号

平成19年度生駒市老人保健特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度生駒市老人保健特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

議案第 91 号

平成19年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月24日提出

生駒市長 山下 真

議案第 92 号

平成 19 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 19 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 93 号

平成 19 年度生駒市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 19 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 20 年 9 月 24 日提出

生駒市長 山下 真